

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">肥料価格高騰対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定：令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号 一部改正：令和 4 年 4 月 28 日付け 4 農産 6 2 4 号 一部改正：令和 4 年 8 月 3 日付け 4 農産 6 2 4 号—2 <u>一部改正：令和 4 年 11 月 22 日付け 4 農産 6 2 4 号—4</u> 農林水産省農産局長通知</p> <p>別記 1（第 3、第 4 及び第 6 関係）</p> <p style="text-align: center;">肥料コスト低減体系緊急転換事業</p> <p>第 1・2（略）</p> <p>第 3 補助対象経費 補助対象経費は、別表 1 に掲げるもののうち、以下の経費とする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 肥料コスト低減体系への転換実証等 （1）土壌診断</p> | <p style="text-align: center;">肥料価格高騰対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定：令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号 一部改正：令和 4 年 4 月 28 日付け 4 農産 6 2 4 号 一部改正：令和 4 年 8 月 3 日付け 4 農産 6 2 4 号—2 （新設） 農林水産省農産局長通知</p> <p>別記 1（第 3、第 4 及び第 6 関係）</p> <p style="text-align: center;">肥料コスト低減体系緊急転換事業</p> <p>第 1・2（略）</p> <p>第 3 補助対象経費 補助対象経費は、別表 1 に掲げるもののうち、以下の経費とする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 肥料コスト低減体系への転換実証等 （1）土壌診断</p> |

| | |
|--|--|
| <p>土壌診断用試薬等の土壌診断に係る消耗品費、簡易土壌診断装置の備品費、土壌診断を外部機関に発注する役務費、土壌診断実施に係る補助者の賃金等、施肥設計の相談に係る専門家への謝金及びその他の土壌診断又は施肥設計の見直しに必要であると認められる経費。</p> <p><u>なお、これらの経費は、転換事業取組実施者が参加農業者からの依頼に基づき土壌診断等を行う場合も補助対象とすることができるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> | <p>土壌診断用試薬等の土壌診断に係る消耗品費、簡易土壌診断装置の備品費、土壌診断を外部機関に発注する役務費、土壌診断実施に係る補助者の賃金等、施肥設計の相談に係る専門家への謝金及びその他の土壌診断又は施肥設計の見直しに必要であると認められる経費。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> |
|--|--|

附則

- 1 この要領は、令和4年11月22日から施行する。
- 2 この通知による改正前の肥料価格高騰対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。